

深谷市公営企業告示第20号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、深谷市環境水道部下水道工務課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

深谷市下水道事業

深谷市長 小島



1 供用を開始すべき年月日

令和7年4月1日

2 下水を排除すべき区域

深谷市普濟寺地内の一部、深谷市小前田地内の一部

深谷市畠山地内の一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

2に示された区域内の下水道管渠

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

5 下水の処理が開始される当該公共下水道及び流域下水道の終末  
処理場の位置及び名称

深谷市岡1番地1 深谷市岡部浄化センター

深谷市菅沼984番地 荒川上流水循環センター

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 深谷市環境水道部下水道工務課

(2) 縦覧期間

令和7年4月1日から4月15日まで（深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで